



療養費・海外療養費

医療費、治療用装具作製費を全額自己負担したとき

療養費とは？

健康保険では、「やむを得ない事情で保険証を提示できず、医療費の保険診療分を10割負担したとき(立替払)」や「治療のために装具を作製したとき」「海外旅行中などに急な病気やケガのため現地で診療を受けたとき」などの場合、あとで請求して療養費・海外療養費の払い戻しを受けることができます。



療養費の払い戻しが受けられる主なケース

- ① やむを得ない事情で保険証を提示できず、医療費の保険診療分を10割負担したとき
- ② 前に加入していた健康保険の保険証を誤って使用し、後日医療費の返還をしたとき
- ③ コルセットなどの治療用装具を医師の指示で作製し、装着したとき
- ④ 病院を通して生血を購入し輸血したとき
- ⑤ はり・きゅう・マッサージの治療を医師の同意を得て受けたとき
- ⑥ 海外の医療機関等で診療を受けたとき
(業務災害によるケガなどは除きます。また、治療を目的に海外に出向いた場合は対象外です)
- ⑦ 柔道整復師(整骨院・接骨院)から施術を受けたとき

柔道整復師(整骨院・接骨院)で

健康保険が使える場合

負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていない骨折、脱臼、捻挫、打撲、肉離れなど(骨折や脱臼は応急手当を除き、医師の同意が必要です)

健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる疲労や単なる肩こり、体調不良など
- スポーツによる筋肉疲労



療養費払い戻しの手順は？

支払った医療費が全額払い戻されるわけではなく、保険診療を受けた場合を基準に計算した額から一部負担金相当額を差し引いた額が払い戻されます。健康保険で認められない費用は除外されます。

立替払 『健康保険制度・申請書の書き方』13ページ参照

- | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------|------------|
| 1 窓口で医療費を10割負担した場合 | 2 領収書(原本)と診療明細書(診療内容を記載した証明書)を用意 | 3 療養費支給申請書と2の書類を協会けんぽへ提出 | 4 療養費の払い戻し |
| 1 協会けんぽ加入期間中に誤って別の保険証を使用してしまった場合 | 2 返納先が発行した領収書と返納先から取り寄せた診療報酬明細書を用意 | 3 療養費支給申請書と2の書類を協会けんぽへ提出 | 4 療養費の払い戻し |

治療用装具 『健康保険制度・申請書の書き方』14ページ参照

- | | | | |
|------------------|----------------------------------|--------------------------|------------|
| 1 治療のため装具を作製した場合 | 2 装具の領収書(原本)と医師の意見書および装具装着証明書を用意 | 3 療養費支給申請書と2の書類を協会けんぽへ提出 | 4 療養費の払い戻し |
|------------------|----------------------------------|--------------------------|------------|

海外療養 『健康保険制度・申請書の書き方』15ページ参照

- | | | | |
|---------------------|---------------------------------------|----------------------------|------------|
| 1 海外旅行中に現地で診療を受けた場合 | 2 診療内容明細書、領收明細書、領収書(原本)、パスポートのコピー等を用意 | 3 海外療養費支給申請書と2の書類を協会けんぽへ提出 | 4 療養費の払い戻し |
|---------------------|---------------------------------------|----------------------------|------------|

●申請に必要な添付書類

立替払	自費で診療を受けたとき	領収書(領収明細書)の原本(診療に要した費用を証明した領収書の原本)
	協会けんぽ加入期間中に誤って別の保険証(国民健康保険など)を使用してしまったとき	医療機関等が発行する診療明細書(診療内容を記載した証明書) 市区町村など返納先が発行した領収書の原本 市区町村など返納先から取り寄せた診療報酬明細書 (封かんされているときは開封しないで封筒ごと添付してください)
装具	医師の意見および装具装着証明書の原本	
	領収書の原本(内訳の記載があるもの、義肢装具士の氏名が記載または印が押されたもの) 領収書に内訳の記載がない場合は、内訳の記載された書類のコピー(請求書のコピー等)	
小児弱視等治療用眼鏡	靴型装具を作製した場合	
	装具の写真(実際に装着する現物であることが確認できるもの)	
弹性着衣等	眼鏡等作製指示書(目の検査結果、傷病名*の記載がある医師の証明) ※傷病名・「小児の弱視、斜視または先天白内障術後の屈折矯正」	
	検査書(「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピー)	
海外療養費	領収書の原本(内訳の記載があるもの)	
	領収書に内訳の記載がない場合は、内訳の記載された書類のコピー(請求書のコピー等)	
海外の医師による診療	弹性着衣等装着指示書の原本	
	領収書の原本(内訳の記載があるもの)	
海外の領収明細書	領収書に内訳の記載がない場合は、内訳の記載された書類のコピー(請求書のコピー等)	
	海外の医師が作成した診療内容明細書の原本	
日本語の翻訳文	海外の領収明細書の原本	
	領収書の原本	
パスポートのコピー	日本語の翻訳文(翻訳者の署名、住所、および連絡先を記入)	
	海外での診療を担当した医療機関等に照会することの同意書	

添付していただいた書類の原本はお返しできません。

※市区町村への手続きなど他の手続きで必要な際は、あらかじめコピーを保管してください。